

静岡県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年5月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所
御殿場市柴怒田字川久保708の15から708の21まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため